

## (仮称) 札幌市火葬場・墓地に関する運営計画の策定補助業務

### 1 一般事項

#### (1) 適用範囲

- ア この仕様書は「(仮称) 札幌市火葬場・墓地に関する運営計画の策定補助業務」(以下「本業務」という。)に適用する。
- イ この仕様書に定めのない事項については、契約書による。
- ウ 契約書に記載された事項は、この仕様書に優先する。

#### (2) 用語の定義

この仕様書において「指示」、「協議」及び「承諾」とは次の定義による。

- ア 「指示」とは、委託者が受託者に対して指導・助言することをいう。
- イ 「協議」とは、委託者と受託者の間に業務に関して疑義等が生じた場合に、話し合い、疑義等を解決することをいう。
- ウ 「承諾」とは、受託者が申し出た事項について委託者が同意することをいう。

#### (3) 契約の履行に当たっての留意事項

受託者は契約の履行に当たって、次の事項に留意し、本業務を行うこと。

- ア 関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- イ 本業務を処理するに当たって知り得た個人情報等の秘密について、別記の個人情報取扱注意事項を順守し、他に漏らし、又は目的外に使用してはならない。  
この契約が終了、又は解除された後においても、同様とする。
- ウ 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化と進捗管理に努めること。
- エ 契約図書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解した上で、最高の成果を得られるよう努めること。
- オ 本仕様書において定められた事項を実施する際には、必ず委託者との調整及び承諾を受けてから実施するものとし、承諾を得ずに実施した事項については、実施に係る責任や経費等は受託者が負うこと。
- カ 本業務は定められた契約額で実施するものであり、仕様書に記載はないが効果的と認められる事項であっても、本契約額の中で実施すること。
- キ 本業務において制作した制作物の著作権等は札幌市に帰属する。また、制作

- 物に関して使用した資料や素材等に著作権が含まれるものは、その一切の使用許可も含めて制作すること。併せて、本業務に係る著作権者人格権を行使しないこと。
- ク 業務完了後6ヶ月間は、本市からの成果品の内容に関する確認等に対応すること。
- ケ 本仕様書、業務について疑義を生じた場合は、委託者と協議を行い、その指示を受けなければならない。

#### (4) 業務処理責任者等

- ア 受託者は本業務の処理について業務処理責任者を定めること。
- イ 業務処理責任者は、契約書、図書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理すること。
- ウ 業務処理責任者は、本業務における技術的な管理を行う上で必要な能力と経験を有する者でなければならない。

#### (5) 提出書類

- ア 受託者は、契約後所定の様式により関係書類を委託者に遅滞なく提出すること。
- イ 協議及び承諾は、原則として書面により行うこと。ただし、委託者が認めた場合はこの限りでない。
- ウ 受託者は、委託者から指示があった場合、業務履行期限前においても調査内容、算出データの根拠資料等を提出すること。

#### (6) 業務着手

- 受託者は契約締結後速やかに業務日程表及び業務処理責任者届を作成し、委託者の承諾を得ること。

#### (7) 打合せ

- ア 打合せは本業務着手時及び本業務の主要な区切りにおいて行うこととし、その結果を記録して相互に確認すること。
- イ 本業務の実施に当たって受託者の業務責任者と委託者は十分な連絡を取り、その連絡事項を記録し、相互に確認すること。

#### (8) 業務の完了

- ア 受託者は、本業務を完了したときは、速やかに本業務の完了届及び2(5)に示す成果品を委託者に提出すること。

イ 成果品提出の際、本市の業務担当者に対し、業務処理責任者から成果品についての十分な説明を行うこと。

**(9) 環境への配慮に関する事項等**

ア 本業務の履行においては、委託者の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

イ 本業務の履行において使用する用品等は、最新版の札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

ウ 両面印刷の徹底により、紙の使用量を減らすよう努めること。

エ 環境関係等の法令を遵守すること。

## 2 業務の概要

### (1) 業務の目的

これまでに委託者が実施した火葬場・墓地に関する各種調査結果や、札幌市火葬場・墓地のあり方推進協議会（少子高齢化が進むことや多死社会が訪れることによって起こる葬送に関する様々な問題を解決するため、札幌市火葬場・墓地のあり方基本構想（以下「基本構想」という。）に基づく取組を推進するにあたり、専門的な立場から意見を聞くための協議会（以下「協議会」という。）での協議等を踏まえ、基本構想に基づく検討結果や取組を具体化した火葬場・墓地に関する運営計画（以下「運営計画」という。）の策定の補助を行う。

### (2) 業務内容

#### ア （仮称）札幌市火葬場・墓地に関する運営計画(素案)の作成

以下の構成を基本とした運営計画の素案を作成する。

- (ア) 運営計画策定の背景
- (イ) 運営計画の位置づけ
- (ウ) 基本構想における基本目標ごとの指標の設定
- (エ) 施策
- (オ) 計画の推進体制と進行管理

なお、運営計画の素案は、別添のスケジュールのとおり開催予定の協議会の資料として使用するため、令和3年5月開催予定の第3回火葬場部会及び墓地部会以降を傍聴した上で、委託者との協議を十分に行い、協議状況を踏まえた内容とすること。

#### イ パブリックコメントの実施補助

運営計画に係るパブリックコメントについて、本市の規定に基づき、以下の業務を行う。

##### (ア) パブリックコメント用の資料作成

協議会での協議を踏まえ、以下パブリックコメント用の資料を作成する。

(印刷は委託者が実施する。)

- ・意見募集の概要
- ・ご意見記入用紙（郵送による意見募集の際の料金受取人払郵便の対応含む）
- ・運営計画案（本書）

- ・運営計画案（概要版）
- ・上記資料に関連し、その他委託者が必要として指示するもの

**(イ) 意見等の概要の整理**

提出された意見を施策や取組内容ごとに分類・整理する。

**(ウ) 意見等への対応**

意見に対する本市の考え方、素案の修正内容及び理由を提案する。

**(E) パブリックコメントの結果公表資料の作成**

パブリックコメントの結果をまとめた資料を作成する。（印刷は委託者が実施する。）

**ウ （仮称）札幌市火葬場・墓地に関する運営計画原稿（本書・概要版）の作成**

パブリックコメントによる意見を踏まえた修正を行い、以下のとおり運営計画の原稿を作成する。

本書：A4判で50ページ程度、市民に伝わりやすい表現となるよう文章や構成等を最大限工夫するとともに、必要に応じて、グラフ、参考資料等を活用して、わかりやすい内容とすること。

概要版：A4判で8ページ程度、本書の要点を捉えた網羅的な内容とし、構成等を工夫すること。

**(3) 業務履行期間**

契約締結日から令和4年3月11日（金）まで

**(4) 中間報告**

令和3年9月下旬、11月上旬の2回、(2)ウについて中間報告を行うこと。

**(5) 成果品**

業務終了時に提出する成果品は以下のとおりとする。

ア 運営計画の本書・概要版の原稿、パブリックコメント用資料・結果公表資料のサンプル(各1部)

イ 各種電子データが格納されたDVD-Rなどの電子媒体(1枚)

ウ その他委託者が必要として指示するもの

**(6) 業務担当者**

札幌市保健福祉局保健所生活環境課 佐藤・道(TEL 622-5182)

(札幌市中央区大通西19丁目 WEST19ビル3階)

## 別記 個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反しているとき、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(注) 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することとする。

